

兵庫県スポーツ賞「特別賞」表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県スポーツ賞「特別賞」表彰要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、兵庫県スポーツ賞「特別賞」の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の範囲)

第2条 要綱第2条第1項第2号にいう功績とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) わが国の歴代に残る記録を樹立するなど顕著な成績を収めたこと
- (2) 県民のスポーツに対する関心を高めるなど、スポーツの向上発展に貢献したこと

2 要綱第2条第2項第1号に掲げる兵庫県関係者の範囲は、下表のとおりとする。

兵庫県関係者	備考
(1) 県内の学校に在学する者	学校とは、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、特別支援学校の幼稚部及び小学部を除く。）のことをいう。
(2) 県内のスポーツ関係団体等に所属する者	スポーツ関係団体等とは、公益財団法人兵庫県スポーツ協会、特定非営利活動法人兵庫県レクリエーション協会、公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会障害者スポーツ振興センターに加盟する団体等のことをいう。
(3) 県内の事業所等に勤務する者	事業所等とは、企業、官公署等のことをいう。
(4) 県内の中学校又は高等学校に在籍したことがある者	中学校又は高等学校とは、学校教育法第1条に定める中学校及び高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学校部及び高等学校部のことをいう。
(5) その他知事が特に表彰することが適当と認める兵庫県関係者	

(被表彰者の選考)

第3条 知事は、被表彰者の選考にあたり、必要に応じて知識人等から意見を聴くことができる。

(欠格条項)

第4条 表彰を受けるべき者が刑事事件に関して、現に起訴されている者、または刑に処せられた者（刑の消滅した者は除く。）であるとき、その他表彰の趣旨に反すると認められるときは、表彰を行わない。